

## 小・中学生の問題行動等におけるスクールソーシャルワーカーによる支援の効果

中村 恵子<sup>1)</sup>・塚原加寿子<sup>1)</sup>・伊豆 麻子<sup>1)</sup>・岩崎 保之<sup>2)</sup>・栗林 祐子<sup>3)</sup>  
大森 悦子<sup>4)</sup>・佐藤 美幸<sup>5)</sup>・渡邊 文美<sup>6)</sup>・石崎トモイ<sup>7)</sup>

- 1) 新潟青陵大学看護福祉心理学部看護学科
- 2) 新潟青陵大学看護福祉心理学部福祉心理学科
- 3) 新潟県教育庁下越教育事務所
- 4) 新潟市立松浜中学校
- 5) 新潟青陵高等学校
- 6) 新潟市立白山小学校
- 7) 了徳寺大学

## Effects of Support by School Social Workers on Behavioral Problems of Elementary School and Junior High School Students

Keiko Nakamura<sup>1)</sup>, Kazuko Tsukahara<sup>1)</sup>, Asako Izu<sup>1)</sup>,  
Yasuyuki Iwasaki<sup>2)</sup>, Yuko Kuribayashi<sup>3)</sup>, Etsuko Omori<sup>4)</sup>,  
Miyuki Sato<sup>5)</sup>, Ayami Watanabe<sup>6)</sup>, Tomoi Ishizaki<sup>7)</sup>

- 1) NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF NURSING
- 2) NIIGATA SEIRYO UNIVERSITY DEPARTMENT OF SOCIAL WELFARE AND PSYCHOLOGY
- 3) NIIGATA PREFECTURE KAETSU EDUCATION OFFICE
- 4) MATSUHAMA JUNIOR HIGH SCHOOL IN NIIGATA CITY
- 5) NIIGATA SEIRYO HIGH SCHOOL
- 6) HAKUSAN ELEMENTARY SCHOOL IN NIIGATA CITY
- 7) RYOTOKUJI UNIVERSITY

### 要旨

本研究の目的は、小・中学生の問題行動等においてスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）がどのように支援を行っているのかを明らかにし、SSWが導入されたことによる成果や課題について考察することである。

小・中学生の問題行動等に関わっている現職のSSW4名を対象として、面接調査を行った。面接内容の逐語録を作成し、類似した内容をまとめてカテゴリー化した。その結果、14のカテゴリーと53のサブカテゴリーを抽出した。カテゴリーとサブカテゴリーについて、インタビューで明らかになった9つの事例の文脈にそって、SSWによる支援の構造として図にまとめた。SSW導入の成果としては、アセスメントやプランニング、コーディネートなどのSSWの支援によって、学校・教師の変容、家族の変容、関係機関との連携が促進されることによる効果が非常に大きいことがわかった。課題としては、学校におけるSSWの認知の低さ、SSWの担当地域が広域であることなどが挙げられる。

### キーワード

スクールソーシャルワーカー、支援、小・中学生、問題行動

### Abstract

The purpose of this study is to clarify supports provided by school social workers (SSW) to elementary school and junior high school students with behavioral problems, and to evaluate outcomes resulting from the introduction of SSWs and remaining issues.

We interviewed four SSWs who currently actively handle students with problematic behaviors in elementary school and junior high schools. We made verbatim reports from the interviews, and their contents were classified on the basis of similarity into 14 categories and 53 sub-categories. The support structure of SSW is summarized in a figure showing these categories in order of the progression of nine cases described in the interviews. Through their assessment, planning and coordination, the SSWs made a significant impact by changing schools, teachers and students' families and promoting co operations among related organizations. Remaining issues are the public's low level of awareness regarding SSWs and a large number of schools covered by each SSW.

### Key words

school social worker, support, elementary school and junior high school students, behavioral problems

## I はじめに

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については、極めて憂慮すべき状況にあり、教育上の大きな課題となっている。こうした児童生徒の問題行動等の状況や背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題が複雑に絡み合っている。児童生徒が置かれている様々な環境に着目して働き掛けることができる人材や、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等との連携をより一層強化し、問題を抱える児童生徒の課題解決を図るためのコーディネーター的な存在が、教育現場において求められている<sup>1)</sup>。

国における調査研究事業として、平成20年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業」が展開され、平成21年度からは、「スクールカウンセラー等活用事業」と同じように補助事業として実施されている。スクールソーシャルワーカー活用事業においては、社会福祉士や精神保健福祉士等の社会福祉に関する資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績のある者を、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として任用している。SSWの主な職務は、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築・連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援、保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供、教職員への研修活動などである<sup>2)</sup>。

スクールソーシャルワークは、ソーシャルワークの原理・原則に準じている。ワーカーの基本理念は、ミクロの立場から専門的にみるスペシャリストではなく、個人、集団、地域、社会をふまえて生活問題をみていくジェネラリストの視点から始まっている。この専

門性は、ジェネリックの立場にたち、人間が生活する上で働く人や環境の間に生起する時間空間の中で変容する様子を焦点化することを考えるものである。現代社会における子どもの問題は、ミクロな視点とマクロな視点の両極からとらえる必要がある。スクールソーシャルワークは、生活概念を中心として生活の質やライフスタイルなどの生活内容、生活空間の変化に対してそれぞれの人がいかなる生き方をしているか観察する。それを全体概念から理解し、当事者の社会自立性や生き方のこつを呼び覚ます役割が専門性であると言える。一方で、学校についての研修を行っていないソーシャルワーカーは、学校の中でコーディネーターとしての役割を担うことができるのかといった疑問も挙げられている<sup>3)</sup>。また、SSWの配置や勤務形態から鑑みて、活動は限定的とならざるを得ないという課題を内包している。より深刻なケースに注力することになれば、対応できるケースは少なくなる。こうした限定に加えて、SSWの目指す援助の方向性は、「自立」に向かうためのエンパワメントが主眼となるため、「成果」は数字で表されるものではない<sup>4)</sup>。

これまでにSSWの役割に関する文献は多くみられるが、実践事例に基づく研究はまだ少なく、SSWの役割の特質から、質的な研究が求められる。本研究では、SSWに面接調査を行い、小・中学生の問題行動等においてSSWがどのような役割を果たしているのかを明らかにし、SSWが導入されたことによる成果や課題について考察する。

## II 研究方法

### 1. 対象

現職として小学生および中学生の問題に携わっているSSW 4名を対象とした。対象者本人や所属機関の長から研究協力の得られたSSWに対して調査を行った。

## 2. データの収集方法

調査対象者は、教育委員会や教育事務所に勤務するSSW 4名である。社会福祉士、認定心理士、教員免許などの所有資格は様々である。複数の実践事例をもつSSWを選定し、実践事例について語ってもらった。SSWの勤務先において、2013年8、9月に、1～2時間くらいの半構造化面接を行った。面接内容をICレコーダーに録音した。主な質問項目は、①SSWの勤務体制、職歴、所有資格など、②SSWに寄せられる主なケース、③SSWの役割、④SSWが関わった事例（SSWに依頼が届くまでのプロセス、具体的なサポート内容など）、⑤関係機関との連携、⑥SSWの成果・課題（学校に求めたいことを含む）である。

## 3. 分析方法

録音した面接内容の逐語録を作成し、データとした。分析ワークシートを作成し、SSWによる支援について類似した内容をまとめてカテゴリー化し、カテゴリーとサブカテゴリーを抽出した。インタビューで語られた事例の文脈にそって、カテゴリーを図にまとめた。

2013年12月に2回目の面接を非構造化面接により行い、分析結果に対する意見を求め、修正を行った。分析にあたっては、教育や学校保健を専門とする複数の者で検討し、分析結果を研究対象者にフィードバックして検証してもらうことで、信頼性・妥当性を高めるようにした。

## 4. 倫理的配慮

調査対象者や所属機関の長の研究協力の承諾を得て調査を行った。研究内容・方法及び今回収集したデータ内容は本研究のみに使用すること、氏名の公表はしないことなどを調査対象者に説明し、同意を得た。面接内容は同意を得て、ICレコーダーに録音した。本研究は、新潟青陵大学倫理委員会の審査を受け、承認を得て実施した。

## Ⅲ 結果

### 1. 事例の主な経緯

4名のSSWから語られた事例は、9事例であった。事例の概要について、面接による聞き取りから以下のようにまとめた。

#### 【事例A：小学2年、問題行動】

DVで離婚した母親と妹と一緒に施設に入っていた。多動であったり、教室で意地悪をしたりするなどの問題行動が目立つようになり、学校から教育委員会に依頼があった。施設への入所にあたって、既に児童相談所の職員や福祉関係者が関わっていた。母親は自分の親との関係性が悪く、母親自身が問題を抱えていることから、医療機関を勧められるものの、母親は拒んでいた。あらかじめ面談の打ち合わせを担当と行い、夏休みに、学校で担任とSSWとで親子面談をした。子どもが担任とおもちゃで遊んでいる様子を母親が見て喜ぶ様子が見られた。SSWが母親と2回程面談するうちに、母親の気持ちが和んできた。本人にも話をするうちに、病院に行ってみるということで了解が得られたので、病院に予約を取った。母親が病院に付いてきてほしいということで、特別支援教育コーディネーターとSSWも一緒に病院に行った。母親も精神不安定であることから、親子で通院することになった。医療機関につながったことと、学校における地区の保健師や相談員、施設のスタッフなどの関係者とのケース会議を何回も行ったことなどにより、状況の改善が見られた。

#### 【事例B：小学4年、痴漢被害】

痴漢被害にあって、学校では問題はないのだが、外に出られないという状況だった。どういう状況なのかよく分からなかったため、SSWが母親と面談し、子どもとも面談を行った。警察の被害者支援対策室の臨床心理士につないで、本人が抱える問題を心理的にアセスメントしてもらった。後で、母親は初め警

察に被害届けを出していたのだが、その後怖くなり被害届け取り下げていたことが分かった。警察では、被害者支援対策室につなげられずにいた。カウンセリングを専門機関でやってもらうようにつなぎ、その後の母親とのやりとりで本人が落ち着いているということを知った。そのことを学校側へも報告した。

#### 【事例C：小学5年、不登校】

中学年の時に同級生の女子から言われたことがきっかけで帽子を脱がなくなり、学校にも来なくなった。5年の時に学校から相談があり、介入した。両親と祖母、学校の教員との相談の場を設けた。保護者は学校でのいじめではないかという思いをもっていた。帽子を脱げないことや家の中でのこだわりの強さなどから、発達の課題が感じられた。本人にとってよい環境をつくっていくという方針が立てられた。児童にとって不安が少ない環境設定を保護者と担任とで話し合った。仲のよい友達が複数名いる児童だったので、夏休みを利用して、他の児童と一緒に担任の作業を手伝ってもらうなどして、少しずつ学校に来られるようにした。担任からは、特定しない形での声かけなど穏やかな近づき方で本人に関わってもらった。卒業式に参加することができた。6年の卒業前から中学校の教員から入ってもらい、中学校の環境に慣れるために春休みに2回下見をやってもらった。環境を整えることで、やれることが増えてきた。中2になると、学校の中での行動範囲が非常に広がった。外部機関と相談した方がよいのではないかということが当初からあった。両親が児童相談所に2回相談に行かれ、社会性の遅れがあるとのことだった。

#### 【事例D：小学6年、不登校】

小学5年の時に担任とうまくいかなくなると、学校に来られなくなった。6年になり担任も替わったが、登校できなかつた。支援体制もあり、学校ではいろいろな支援を行って

いたが、改善が見られなかった。SSWは一月ごとに学校と連携し、保護者とも面談を行った。保護者との面談から、子どもの課題に触れていないなどの問題がいろいろと見えてきた。夏休みをうまく使っていこうということで担任と協力し、担任が宿題を一緒にやったり、登校に慣れるような取組を行ったりするなかで、終業式には出席することができた。いろいろなことを学校でできるようになり、新学期から登校するようになった。発達の課題のことを親も気がつきつつあるというタイミングで、本人のつらさに焦点をあてて、担任と保護者に発達の課題の解説を行い、検査を試みることを勧めた。ことばの教室にWISCのできる教師がいたので、親の同意を得て、検査を行うことにした。

#### 【事例E：中学1年、問題行動】

非行傾向があり、キレやすいなどの問題があった。SSWは、母親と月1回の面談を行った。母親と面談してみて、母親が障害を持っていることが分かった。現在は、福祉も保健師も関わっておらず、母親は、食事、洗濯、掃除がよくできない状況だった。本人は、腹痛で早退することがあり、食生活が関係していると推測された。SSWは母親に料理のアドバイスなどを行って、食生活の改善を促した。生徒は家庭裁判所にも行くことにもなったので、SSWは家庭裁判所の調査官とも話をし、幼少期の情緒的な関わりが抜けていることから、その関わりを取り戻すことをやらなければいけないなどの話がなされた。SSWは、折り紙をするなどして生徒と様々な関わりを行った。SSWは、学校の教員に面談の様子などについて情報提供をした。言葉がけなど、教師の生徒への関わり方が変わっていった。現在、福祉につなげている最中である。

#### 【事例F：中学1年、発達障害・虐待】

小学校の時に発達障害の診断を受けている生徒で、母親からの虐待が疑われることから、中学校から連絡が入る。市の方にも虐待



の通告をして、市の職員とSSWとで学校で聞き取りを行った。市の職員は、児童相談所に問い合わせを行った。母親は再婚であり、子育ての経験がなかった。市との関係では、厳し過ぎたことは認めたものの、学校に対しては特別支援教育がどうなっているのかということで攻撃的であった。家庭と学校の協力関係を築くために、個別指導計画を作成してもらい、親の思いを聴く、学校でやれることを説明する、具体的な役割や目処を示すなどをしてもらった。事前に病院にも連絡を入れ、保護者の了解を得て、SSWと学校の教職員と一緒に主治医に生徒の状況を説明した。主治医の話から、2年に進級する時だったので、特別支援学級での学習の時間の割合を増やすことで調整を行った。発達障害者支援センターの職員にもケースに入ってもらい、主治医と保護者との間で情報提供をしてもらった。母親の学校に対する不信も和らぎ、本人も落ち着いてきた。

#### 【事例G：中学2年、不登校】

小学校中学年から登校渋りが始まり、不登校となった。中学校に入学しても不登校が続いていた。保護者は小学校への不満を持っており、担任が家庭訪問を申し入れても応じなかった。SSWは学校側からこれらの情報を得て、生徒の安否確認をするための学校での体制づくりが始まった。ケース会議をするなかで体制をつくり、保護者との関係づくりを行うことにした。SSWは保護者にとってストレスの少ない家庭訪問や電話連絡の仕方を提案した。2年の終わりには保護者との関係が非常によくなった。市の介入はなかなか進まなかったが、生徒から担任への手紙で、安否確認が取れた。外部の機関との連携が必要ではないかという話が、3年になって具体的にってきた。学校長と保健師が地域の中でつながりがあったこともあり、SSWは保健師と連絡を取った。養護教諭が保護者に予防接種の話をし、市の保健師からも後で連絡がある

かもしれないことを伝えた。保健師が家庭訪問し、本人と面談しようとしたが、母親が本人を出さなかった。虐待の疑いがあるということで、要保護児童対策地域協議会の方が児童相談所に通告をし、48時間以内に調査が入った。その後、児童相談所と警察の方が家庭訪問し、本人と会い、安否を確認した。その結果、本人以上に他の家族への支援が必要であることが分かった。その後、市の教育委員会に問題をつないだ。

#### 【事例H：中学3年、不登校】

人間関係で孤立し、人間不信となり、カウンセラーなどいろいろな支援者が関わっているが、不登校で家に引きこもっている状態が続いていた。学校と保護者との関係が非常に悪くなっており、学校も生徒への支援が困難な状況だった。SSWは生徒に関わることにした。学校では限界があるので、コミュニティを使うことにした。地域の中で違う年代の人たちと関わる場所を探して、一緒に行くことにした。SSWは、子どもが人と関わって自己肯定感を持てるような設定を徐々にやっていった。担任が、外出時の送迎などで、生徒と関わりをもつ機会を設定した。卒業が近づいていたので、週1回くらいで集中して面談を行った。医療機関には定期的に通院し、投薬を受けていた。母親には医師に生徒の状況を伝えるように助言をした。外出できる自信がだんだん出てきて、生徒は一人で外出できるまでになった。

#### 【事例I：中学3年、不登校】

不登校で、うつ傾向があった。SSWが週1回、本人と面談を行った。面談のなかで、母親が育児放棄し、祖母が養育していることが分かり、家庭内の機能不全が明らかになってきた。メンタル面での問題があったので、医療機関ともつながっていた。SSWは医師との連絡を取り、現在の状態や服薬などについて聞いて、学校や祖母に情報を伝えた。発達障

害という診断もあり、障害を理解した上で、関わっていかうということになった。高校の進学にあたり、中3の冬に、高校の管理職、養護教諭などの教職員、区の職員などの関係者とのケース会議を学校で開いた。

## 2. SSWによる支援

分析の結果、SSWによる支援について、14のカテゴリーと53のサブカテゴリーを抽出し、表1に示した。カテゴリーとサブカテゴリーをインタビューで明らかになった事例の文脈に基づいて、図1に表した。

表1 SSWによる支援におけるカテゴリーとサブカテゴリー

カテゴリー	サブカテゴリー
SSW	【配置】【雇用体制】【所有資格】【職歴】【SSWの役割】【教職員の研修】
関係機関	【日頃からの学校との関係】【各機関の特徴の理解】【市町村・区の体制の違いの理解】
問題及びその背景	【学校における問題】【子どもの問題】【家庭における問題】【地域における問題】
SSWの介入	【教育事務所・教育委員会への相談依頼】【問題状況の把握】【SSW介入についての判断】【役割分担】
情報収集	【学校からの情報収集】【子どもや保護者からの情報収集】【関係者・関係機関からの情報収集】
情報の整理・統合	【問題の構造化】【子どもの課題把握】【時期・タイミング】【リソース】
支援方針	【方向性】【スパン】【具体的な支援策】【関係者・関係機関の活用】
学校支援	【体制づくり】【子どもとの関わり方】【子どもを取り巻く環境調整】【保護者との関わり方】
子どもへの支援	【子どもへの支援】
家族支援	【信頼関係の構築】【子育て支援】【家庭内のシステムのケア】
関係機関・地域との連携	【ケース会議】【関係機関への働きかけ】【リソースの活用】【進学先との連携】
医療機関との連携	【医療機関との連携】【医療機関の紹介】【医療機関への情報提供】【子どもや保護者への助言】【医師からの助言】
事後措置	【問題解決】【SSWによる支援や見守りの継続】【学校、関係機関による支援】【市町村・区への引き継ぎ】
変容	【学校・教師の変容】【子どもの変容】【家族の変容】【地域における変容】

小・中学生の問題行動等におけるスクールソーシャルワーカーによる支援の効果

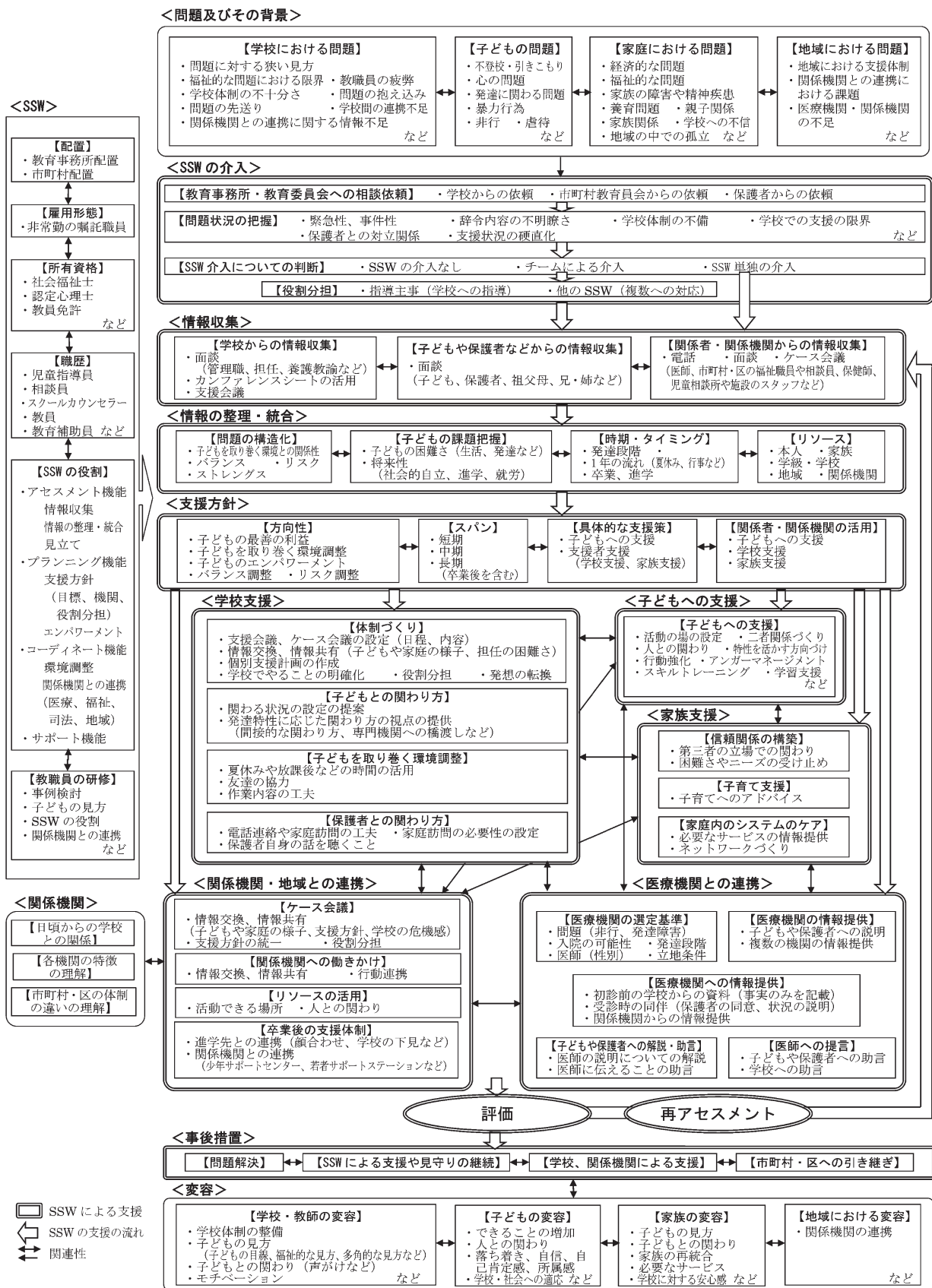


図1 スクールソーシャルワーカーによる支援の構造

カテゴリーを〈 〉、サブカテゴリーを【 】として表す。

〈SSW〉は、教育事務所や市町村に【配置】されており、【雇用形態】は非常勤の嘱託職員である。社会福祉士や認定心理士、教員免許などの【資格】、児童指導員や相談員、教員、スクールカウンセラーなどの【職歴】は、SSWによって異なっている。【SSWの役割】は、アセスメント機能、プランニング機能、コーディネート機能、サポート機能である。

〈問題及びその背景〉においては、【学校における問題】、【子どもの問題】、【家庭における問題】、【地域における問題】が相互に絡み合っている。不登校、非行などあらゆる【子どもの問題】にSSWは関わっており、【学校における問題】として、教師による問題に対する狭い見方や福祉的な問題における学校の限界、学校体制の不十分さなどが挙げられる。経済的な問題や福祉的な問題などの【家庭における問題】があることも多く、地域によって支援体制が異なり、医療機関や関係機関の不足などといった【地域における問題】も絡んでいる。

〈SSWの介入〉にあたっては、学校や市町村、保護者から【教育事務所や教育委員会への相談依頼】があり、緊急性や事件性、学校での支援の限界などについて【問題状況の把握】をした上で、チームによる介入やSSW単独の介入といった【SSW介入についての判断】がなされている。チームによる介入では、指導主事やSSWとの役割分担がなされており、指導主事は主に学校への指導を行っている。

まず、【学校からの情報収集】が行われ、必要に応じて【子どもや保護者などからの情報収集】、【関係者・関係機関からの情報収集】がなされる。SSWは、十分なく情報収集の後、〈情報の整理・統合〉を行っている。子どもを取り巻く環境との関係性やそれ

らのバランス、リスク、ストレングスといった視点から【問題の構造化】を図り、子どもの困難さや将来性などから【子どもの課題把握】をしている。【時期やタイミング】、【リソース】も支援の大きなカギとなる。〈支援方針〉は、子どもの最善の利益を目指して、子どもを取り巻く環境調整、子どものエンパワーメントなどの【方向性】に基づいて、短期、中期、卒業後を含めた長期の【スパン】で立てられ、子どもへの支援や支援者支援のための【具体的な支援策】が練られている。【関係者・関係機関の活用】による支援も重要である。

SSWは、〈支援方針〉にそって、〈学校支援〉や〈子どもへの支援〉、〈家族支援〉を行っている。〈学校支援〉では、【体制づくり】が重要である。支援会議やケース会議の設定をして、情報交換や情報共有がなされる。学校でやることを明確化し、それぞれの役割分担することが大切である。SSWは個別支援計画の作成や発想の転換を促すこともある。〈子どもへの支援〉も、活動の場の設定、特性を活かす方向付け、行動強化、学習支援など、支援は多岐にわたる。〈家族支援〉では、SSWは第三者として関わり、家族が抱える困難さやニーズを受け止め、【信頼関係の構築】を図っている。SSWは、【子育て支援】を行ったり、必要なサービスの情報提供、ネットワークづくりによる【家庭内のシステムのケア】を行ったりしている。

〈医療機関との連携〉や〈関係機関・地域との連携〉を必要とするケースも多くなっている。〈医療機関との連携〉が必要な場合には、SSWは問題の内容や入院可能性、発達段階、医師の性別、立地条件といった【医療機関の選定基準】に基づいて医療機関を選び、子どもや保護者への説明をして【医療機関の情報提供】を行っており、その際、できるだけ複数の機関の情報提供をしている。また、すでに医療機関につながっている場合でも、



医療機関に学校での様子などの情報が伝えられていないことも多く、【医療機関への情報提供】がなされている。SSWは、初診前に学校からの資料を送ったり、保護者の同意を得て、受診時に同伴して状況を説明したりしている。その他の関係機関と連携している場合には、SSWは関係機関からも医療機関への情報提供を行ってもらうように働きかけている。〈関係機関・地域との連携〉では、SSWは【ケース会議】を設定したり、個別に【関係機関への働きかけ】を行ったりしている。ケースによっては、学校での活動が困難な場合もあり、SSWは学校以外の場所でも子どもが活動したり、人と関わったりできるように、地域にある【リソースの活用】をして、子どもができることを増やすようにしている。子どもが中学3年で進学や就労を控えている場合には、進学先や卒業後に必要となると考えられる関係機関との連携を図っている。進学の場合には、SSWは高校入学前に進学先の管理職や養護教諭などと事前に打ち合わせをして、子どもと入学前に顔合わせをしたり、子どもが事前に学校の下見をしたりすることで、子どもが新しい環境に慣れることができるような配慮をしている。進学ではない場合は、少年サポートセンターや若者サポートステーションなどの関係機関との連携がなされている。SSWは、関係機関と【日頃からの学校との関係】がどのようになっているかを踏まえて、【各機関の特徴の理解】や【市町村・区の体制の違いの理解】の上で、〈関係機関〉との連携を図っている。

支援を行った後、SSWは評価を行っている。評価の結果、再アセスメントが必要なときは、〈情報収集〉、〈情報の整理・統合〉、〈支援方針〉、〈学校支援〉、〈子どもへの支援〉、〈家族支援〉、〈医療機関との連携〉、〈関係機関・地域との連携〉といった支援が再び行われ、場合によってはこのサイクルが複数回繰り返される。

〈事後措置〉としては、支援によって【問題解決】の場合もあるが、【SSWによる見守りの継続】、【学校、関係機関による支援】、【市町村・区への引き継ぎ】などによる何らかの形での支援の継続が必要なケースも多い。

SSWによる支援によって、【学校、教師の変容】、【子どもの変容】、【家族の変容】、【地域における変容】といった【変容】がみられる。【学校、教師の変容】としては、学校体制の整備、教師の子どもの見方や子どもとの関わりなどにおいての変化がある。教師が子どもの目線に立って、子どもに対して福祉的な見方や多面的な見方をするようになることで、声かけなどの子どもとの関わりや、モチベーションも自然と以前とは異なったものとなる。【家族の変容】としては、子どもの見方や子どもとの関わりが変わったり、家族が再統合されたり、公的や民間の必要なサービスを受けることができるようになったりすることが挙げられる。状況が改善されることで、学校に対する安心感も生まれる。【地域における変容】は、関係機関の連携が進むことである。【学校、教師の変容】、【家族の変容】、【地域における変容】によって、【子どもの変容】がより促進される。子どもが自分できることや人との関わりが増えることで、落ち着きや自信、自己肯定感、所属感などが生まれ、学校や社会への適応が促される。学校や教師、家族、地域の状況が全体としてよくなることで、子どもの問題の状況が改善している。

## IV 考察

### 1. SSWによる支援

SSWは、子どもの生活の視点にたち、学校という場だけにとらわれない子どもの活動の場、学校卒業後の子どもの将来の社会的自立といった広い視野で、子どもを捉えているこ

とが分かった。

SSWの介入にあたっては、SSWが配置されている教育事務所や教育委員会において、問題の状況に応じて介入の必要性の判断がなされている。SSWは、情報収集し、情報の整理・統合によって、子どもの問題を全体から捉え、問題を構造化して、どこに働きかけることが有効か、具体的な支援策を考えて、学校や家庭、子どもなどに提案している。学校支援や子どもへの支援、家族支援、医療機関との連携、関係機関・地域との連携は相互に関連し合っており、それら全体がよい方向に向かうようにすることで、子どもの問題の改善が図られている。

学校、家庭、関係機関の間で、情報共有がなされることだけで、問題の改善が進むケースもある。医療機関との連携において課題が多いことも、インタビューで分かったことである。医療機関と学校が情報共有したり、学校やその他の機関では担えないことについて医療機関をうまく活用したりすることも、有効な手立てとなり得る。SSWの支援によって、学校、家庭、関係機関が変容することは、その他の子どもの問題への対応においても影響するものと予測される。

## 2. SSW導入による成果と課題

医療、福祉、地域といった幅広い視点で、子どもの問題を俯瞰してみることができるとSSWの強みがあることが分かった。スクールカウンセラーも心理という視点からの支援であり、学校現場において、これまで、ジェネラリストとしての立場で支援する者はいなかった。生徒指導主事や特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーなどが、SSW的な役割を果たしてきたというのが実状である。しかし、第三者の立場で関わるSSWとは異なり、生徒指導主事や特別支援教育コーディネーターなどの行う支援には限界があった。特に、学校と家庭が対立関係にある場合には、第三者の立場によ

る介入が不可欠である。事例にもあるように、SSWが第三者であることで、家庭が受け入れやすい状況が生まれ、問題解決の糸口となっていた。

また、子どもの問題行動等において、SSWが学校に介入することによって、学校体制や教師の意識が変わることが、非常に大きな効果をもたらすことが明らかになった。本研究の対象者である4名のSSWすべてが、職歴として学校現場についてよく理解しており、学校への介入に際して有効な働きかけがなされていたことも大きな要因となっている。SSWによる学校支援が、間接的に子どもへの支援や家族支援にもつながっている。学校や教師の変容は、個々の子どもへの問題行動への対応に限らず、その後の子どもの様々な教育活動にも効果を及ぼすことが期待される。

しかしながら、インタビューにおいて、「SSWの使い方を分かっていない学校がまだまだたくさんある」と語られており、SSWが導入されたことは知っていても、どのような場合にSSWから介入してもらったらよいか、SSWによる介入によってどのようなメリットがあるのかについて、多くの学校や教師に理解されていないのが現状である。SSWについて理解されるようになったとしても、教育事務所配置のSSWの場合、担当地域が広域であるため、移動時間も多くなり、担当できるケースに限られるという問題もある。市町村によって支援体制が大きく異なることも、SSWにとって大変な労力となっている。各市町村にSSWが配置されることが望まれる。

また、SSWの採用にあたって、社会福祉士の資格を必要とされることがある。SSWがその役割を果たすには、福祉に関する専門的な知識に加え、学校現場についての理解も重要であることから、学校についての理解がSSW養成における課題である。

## V おわりに

本研究における事例にみられるように、小中学校における子どもの問題は、多様化複雑化しており、福祉的な問題が絡むケースも多く、学校だけの対応では限界があることも少なくない。また、学校の教職員は、立場上、学校という場、学校の在籍期間といった狭い視野で子どもを捉えがちである。さらに、学校での支援体制が整備されていなかったり教師の多忙化によって教職員が疲弊状態にあったりすることで、子どもの問題行動等に十分な対応がなされていないこともある。さらにまた、様々な関係機関と連携しているケースであっても、支援状況が改善しない硬直状態に陥っていたり、学校と家庭が対立関係になったりしている場合もある。このような現状において、SSWが導入されたことは、大きな意義がある。学校や教師は、SSWの役割をよく理解した上で、SSWの活用を図っていくことが求められる。また、福祉、心理、教育のどの分野の専門性が高いか、どのような問題行動への対応に強いかなどのSSWの特性は異なることから、SSWの特性を活かすような活用がより効果的となる。SSWに子どもの問題を安易に丸投げすることなく、学校がやるべきこととSSWがすべきこと、関係機関に委ねることを明確にして、情報共有し役割分担することが、子どもの問題行動等においては、重要である。

今後の課題は、子どもの問題行動等に関して、学校における問題に焦点をあて、SSWの活用によって学校や教師の変容がどのようになされるのかについて、より詳細に明らかにしていくことである。

## 引用文献

- 1) 文部科学省. スクールソーシャルワーカー活用事業.  
<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/shiryo/08032502/003/010.htm)>.  
2013年11月26日.
- 2) 文部科学省. 生徒指導提要. 120. 東京:教育図書;2010.
- 3) 秋山博介. スクールソーシャルワークの今後と課題. 実践女子大学生活科学部紀要. 2009; 46:29-41.
- 4) 佐藤英晶. 教育相談における福祉的援助方法の視点. 帯広大谷短期大学紀要. 2011;48:69-78.